

青森県報

第二千六百七十九号

平成十八年
九月十三日
(水曜日)

目次

告 示

| | | |
|-------------------------------------|---------------|---|
| 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出..... | (障害福祉課) | 一 |
| 漁船保険付保義務の発生..... | (西北地方農林水産事務所) | 一 |
| 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出..... | (同) | 二 |
| 肥料登録の失効..... | (食の安全・安心推進課) | 二 |
| 林業用種苗生産事業者の登録の失効..... | (林政課) | 二 |
| 県営林(県行造林)の立木の売却に係る一般競争入札..... | (同) | 三 |
| 都市計画事業の認可..... | (都市計画課) | 三 |
| 市街地再開発組合の解散の認可..... | (建築住宅課) | 四 |
| 出先機関 | | |
| 土地改良事業計画変更の同意..... | (三八地域民局) | 五 |
| 土地改良事業計画変更協議の適当の決定..... | (同) | 五 |
| 道路の位置の指定..... | (五所川原土整所) | 五 |
| 選挙管理委員会 | | |
| 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表..... | (事務局) | 五 |

告 示

| | | |
|----------------------------------|-----|---|
| 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出..... | (同) | 六 |
| 政治資金規正法による政治団体の解散の届出..... | (同) | 六 |
| 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表..... | (同) | 七 |
| 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出..... | (同) | 七 |
| 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出..... | (同) | 七 |

青森県告示第六百六十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定障害福祉サービス事業者 | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービス事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|-------------------|-------------|------------------|--------------------|--------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 社会福祉法人七峰会 | 障害者デイサービス | 拓光園デイサービスセンター | 弘前市大字百沢字東岩木山二六二八 | 平成 一六・八・三 |
| 社会福祉法人恵心会 | 居宅介護 | 特別養護老人ホーム鶴亀荘 | 三戸郡三戸町大字斗内字和田六〇の一 | 一六・八・二 |
| 有限会社博愛会ケアサービスセンター | 障害者デイサービス | 博愛会デイサービスセンター | 三戸郡三戸町大字斗内字和田六〇の一 | 一六・八・二 |
| 有限会社博愛会ケアサービスセンター | 障害者デイサービス | 博愛会デイサービスセンター | 南津軽郡藤崎町大字藤崎五西村井六の五 | 一六・八・二 |

青森県告示第六百七十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|---|--------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区の名称 |
| 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二四六番地 小野文秋 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二九七番地一 古川俊 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一四番地二〇 古川兼寿 | 大戸瀬 |

青森県告示第六百七十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-------|---|--------------------------|------------|
| 加入区の名 | 届出事項 | 指定漁船調書の縦覧 | 場 |
| 赤石水産 | 発起人の住所及び氏名 | 期間 | 場所 |
| | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字家岸 五七番地四 石岡清美 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名 原一七番地一 寺沢 侑 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯 三三番地一 今 弘 樹 | 平成十八年九月十三日から 同月二十七日まで | 赤石水産漁業協同組合 |

公 告

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（パーセント） | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
|----------|--------|-------|--------------|----------|--|
| 青森県第三四五号 | 副産石灰肥料 | ラミカル | アルカリ分 五〇・〇 | 公定規格のとおり | 有限会社平内シエ ルサント 東津軽郡平内町大 字清水川字権十郎 新田三九の二二七 |

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|------|-----------|---------|------------------|--------|----------|
| 登録番号 | 登録年月日 | 生産事業者 | 生産事業の内容 | 事業所 | 失効年月日 |
| 一〇四 | 昭和四六・三・一九 | 李 沢 利 雄 | 苗木 | 上北郡七戸町 | 平成一八・八・三 |
| | | 氏名又は名称 | 苗木以外の苗木の育成 | 所在地 | |
| | | 住 所 | | | |
| | | 採取 | 李沢苗圃 | | |
| | | 精選 | 上北郡七戸町字李沢家ノ前一三の二 | | |

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件（立木）の売却

| 所在地 | 樹種 | 林 齢 | 本数（本） | 材積（m ³ ） |
|-----------------|----|------|-------|---------------------|
| むつ市川内町館山下二七五の四三 | スギ | 七〇年生 | 一、六六一 | 一、八三四・八七 |

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

むつ市川内町館山下二七五の四三

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 南棟八階A会議室

2 日時

平成十八年十月十一日（水） 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは六ヶ月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十八年九月二十五日午後十二時三十分までにむつ市中央一丁目一の八むつ合同庁舎旧館三階大会議室に集合し、むつ市川内町館山下二七五の四三まで移動して現場説明を行う。

3 問い合わせ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ
電話〇一七 七三四 九五二一

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件（立木）の売却

| 所在地 | 樹種 | 林 齢 | 本数（本） | 材積（m ³ ） |
|-----------------------|----|------|-------|---------------------|
| 西津軽郡鰯ヶ沢町大字湯舟町字姥袋二二三の二 | スギ | 七四年生 | 一、二四三 | 一、三八四・二七 |

二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所
西津軽郡鰯ヶ沢町大字湯舟町字姥袋二二三の二

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟八階A会議室

2 日時

平成十八年十月十一日（水） 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは六ヶ月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十八年九月二十六日午後一時までに西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇九西北
地方農林水産事務所一階会議室に集合し、西津軽郡鰯ヶ沢町大字湯舟町字姥袋二
三の二まで移動して現場説明を行う。

3 問い合わせ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ

電話〇一七 七三四 九五二二

都市計画事業の認可

弘前広域都市計画事業の認可について、平成十八年九月一日東北地方整備局告示第
百二十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の
規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・四・七号弘前宮地線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県弘前市大字土手町地内

2 使用の部分

なし

市街地再開発組合の解散の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、青
森駅前第一地区市街地再開発組合の解散を平成十八年九月四日認可したので、同条第
六項の規定により公告する。

平成十八年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、八戸市に係る次の土地改良事業の計画の変更に平成十八年八月二十九日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十八年九月十三日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 向谷地前

土地改良事業計画変更協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三戸町に係る大久保地区の土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年九月十三日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間

平成十八年九月十四日から同年十月十三日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

五所川原県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、五所川原県土整備事務所及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年九月十三日

五所川原県土整備事務所長 小山内 正 昭

| 位 置 | 延 長 | 幅 員 | 指 定 年月日 |
|--|-----------|----------|--------------|
| 五所川原市字鳥森二五の三、二六の二、二九の四、二九の五、二九の六、一四五の二 | 七三・八〇メートル | 六・〇九メートル | 平成 一六・九・一 |

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年九月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

| | | | | |
|------------------------------|---------------|-----------------|---------------------------------|------------------------|
| 政治団体の名称 民主党青森県参議院選挙区第2総支部 | 代表者 平山幸司 | 会計責任者 倉谷政子 | 主たる事務所の所在地 青森市緑三丁目一〇の六 | 届出年月日 平成 一六・八・三〇 |
| 政治団体の名称 石井みどり青森県後援会 | 代表者 高畑研佑 | 会計責任者 本田富彦 | 主たる事務所の所在地 青森市青柳一丁目三の一 | 届出年月日 平成 一六・八・二〇 |
| 政治団体の名称 今哲廣後援会 | 代表者 工藤 栄 | 会計責任者 吉崎春雄 | 主たる事務所の所在地 青森市千刈三丁目一五の二 | 届出年月日 平成 一六・八・二二 |
| 政治団体の名称 山田善治後援会 | 代表者 工藤勝美 | 会計責任者 山田高裕 | 主たる事務所の所在地 五所川原市大字稲実字米崎八二の一 | 届出年月日 平成 一六・八・一六 |
| 政治団体の名称 岡本ふじお後援会 | 代表者 成田勝雄 | 会計責任者 葛西拓美 | 主たる事務所の所在地 つがる市木造末広四〇の四三 | 届出年月日 平成 一六・八・三三 |
| 政治団体の名称 花田進後援会 | 代表者 工藤善司 | 会計責任者 加藤 肇 | 主たる事務所の所在地 五所川原市大字石岡字藤巻二一の二五 | 届出年月日 平成 一六・八・三三 |
| 政治団体の名称 岡山粕男後援会 | 代表者 吹越嘉裕 | 会計責任者 野田頭稔 | 主たる事務所の所在地 上北郡東北町字和山平三の二〇 | 届出年月日 平成 一六・八・二四 |
| 政治団体の名称 佐々木慶和後援会 | 代表者 佐々木 恵悦 | 会計責任者 伝法谷 春彦 | 主たる事務所の所在地 つがる市稲垣町豊川初瀬山三四の一 | 届出年月日 平成 一六・八・二四 |
| 政治団体の名称 正友会 | 代表者 山内正孝 | 会計責任者 山内 卓 | 主たる事務所の所在地 八戸市大字尻内町字蛇ノ沢一一 | 届出年月日 平成 一六・八・元 |
| 政治団体の名称 赤坂孝悦後援会 | 代表者 赤坂孝悦 | 会計責任者 赤坂孝悦 | 主たる事務所の所在地 十和田市大字奥瀬字大堀平三の三 | 届出年月日 平成 一六・八・三〇 |
| 政治団体の名称 こんの忠明後援会 | 代表者 松沢良次 | 会計責任者 紺野恵子 | 主たる事務所の所在地 十和田市東二十四番町一〇の二二 | 届出年月日 平成 一六・八・三〇 |

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年九月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| | | | |
|---------------------------|--------------|-----------|------------------------|
| 政治団体の名称 自由民主党青森県歯科医師支部 | 代表者 高畑 研佑 | 異動事項 新 | 届出年月日 平成 一六・八・二〇 |
| 政治団体の名称 自由民主党弘前支部 | 代表者 高畑 研佑 | 異動事項 旧 | 届出年月日 平成 一六・八・二〇 |
| 政治団体の名称 自由民主党青森県歯科医師支部 | 代表者 高畑 研佑 | 異動事項 新 | 届出年月日 平成 一六・八・二〇 |
| 政治団体の名称 自由民主党弘前支部 | 代表者 高畑 研佑 | 異動事項 旧 | 届出年月日 平成 一六・八・二〇 |

政党以外の政治団体

| | | | |
|----------------------|---------------|-----------|------------------------|
| 政治団体の名称 青森県歯科医師連盟 | 代表者 本田 富彦 | 異動事項 新 | 届出年月日 平成 一六・八・二〇 |
| 政治団体の名称 中原爽青森県後援会 | 代表者 本田 富彦 | 異動事項 旧 | 届出年月日 平成 一六・八・二〇 |
| 政治団体の名称 山本清秋後援会 | 代表者 対馬 光則 | 異動事項 新 | 届出年月日 平成 一六・八・二〇 |
| 政治団体の名称 山内正孝後援会 | 代表者 佐々木 正男 | 異動事項 旧 | 届出年月日 平成 一六・八・元 |
| 政治団体の名称 小笠原正勝後援会 | 代表者 川村 憲昭 | 異動事項 新 | 届出年月日 平成 一六・八・三三 |

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年九月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

政党以外の政治団体

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
| 前田保後援会 | 平成一八・七・三 | 平成一八・八・三 |
| 地方福祉政策研究会 | 一八・七・三 | 一八・八・三 |
| この忠明後援会 | 一八・八・九 | 一八・八・三 |

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十八年九月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

| | | | | |
|-------------------|---------------|----------|-------------------|------------------|
| 届出者の氏名 (公職の種類) | 資金管理団体の 名称 | 代表 者名 | 主たる事務所の 所在地 | 届 月 日 出 |
| 山内 正孝 (県議会議員) | 正友会 | 山内正孝 | 八戸市大字尻内町字蛇 ノ沢一 | 平成 一八・八・三 |

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年九月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

| | | | | | |
|-------------------|---------------|-----------|--------|-------|------------------|
| 届出者の氏名 (公職の種類) | 資金管理団 体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届 月 日 出 |
| 平山 誠敏 (五所川原市長) | 平成会 | 公職の種 類 | 五所川原市長 | 県議会議員 | 平成 一八・八・ 四 |

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年九月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

| | | | | |
|-------------------|---------------|----------|-----------------|------------------|
| 届出者の氏名 (公職の種類) | 資金管理団体の 名称 | 代表 者名 | 主たる事務所の 所在地 | 届 月 日 出 |
| 前田 保 (青森市議会議員) | 地方福祉政策研 究会 | 前田 保 | 青森市沖館三丁目一 一七 | 平成 一八・八・ 三 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭